

令和2年度事業計画

I. 事業方針

国では、社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

その背景の一つに、人口減少・少子高齢化の進展により、団塊の世代の方々がすべて75歳以上の後期高齢者になる「2025年問題」、さらにその先に控えている「団塊ジュニア」と言われる方々がすべて高齢者になる「2040年問題」があります。

その頃には、地域社会の姿も大きく変わり、地域で生活するために必要なサービスをすべて行政に頼ることは難しくなり、「自助」「共助」「公助」に加えて、今以上に地域住民が互いに助け合う「互助」の取り組みがとても重要になってくると考えられています。

このような中、本会では、砂川市から受託した生活支援体制整備事業で配置した生活支援コーディネーターを中心に、社協の使命であります地域福祉の推進をさらに図ってまいります。

特に、昨年度から、町内会役員・地区担当民生児童委員の方々と保健・医療・介護・市福祉行政関係者にもご協力いただき開催している「地域の魅力と絆を語ろう会」は、重点推進事業として取り組んでまいります。

権利擁護関係では、成年後見支援センターの相談業務から、日常生活自立支援事業・金銭管理等支援事業に加え、法人後見事業を実施することで、本市における一連の権利擁護の充実を図られたものと考えますが、利用者との信頼関係をしっかり築き、適切な係わりと適正な取扱いをするようコンプライアンスの遵守を改めて徹底し、事業を推進してまいります。

また、社協運営に係る財源不足については、引き続き事業の見直しと財源確保について検討するとともに、総合福祉センターの今後の在り方については、市と継続的に協議を進めてまいります。

さらには、働き方改革に伴う対応が求められており、市との協議が必要な事項もありますが、適正な対応を図ってまいります。

今年度も市民皆さまのご支援とご協力をいただきながら、関係機関・団体、市とも協働し連携を図りながら、市民に信頼され必要とされる社会福祉協議会を目指し、各種事業に取り組んでまいります。

重点推進項目

1. 地域福祉事業の推進

*ふれあい・いきいきサロンの充実・推進

生活支援体制整備事業と連携した取り組み

2. ボランティア活動の振興（砂川市ボランティアセンター）

- *ボランティアの発掘・育成の強化
生活支援体制整備事業と連携した取り組み

3. 権利擁護事業の推進

- *権利擁護事業の充実・推進
成年後見支援センター事業及び日常生活自立支援事業、金銭管理等支援事業、法人後見事業の実施

4. 介護保険関係事業の推進

- *介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- *生活支援体制整備事業の推進
「地域の魅力と絆を語ろう会」の開催

II. 具体的事業の実施項目

1. 社会福祉事業の総合企画・推進

(1) 会務の運営

- 1) 会議の開催
 - ①正副会長会
 - ②理事会
 - ③評議員会
 - ④各常設委員会
 - ア. 企画財政委員会
 - イ. 地域福祉委員会
 - ウ. ボランティア委員会
 - エ. 評議員選任・解任委員会

2) 監査の実施

- ①本会監事監査（年4回・四半期毎）

(2) 各関係機関との連絡調整並びに役職員の資質向上

- 1) 市内外の各関係会議・研修等への出席
〔別記；令和2年度主な会議・事業等一覧参照〕
- 2) 社協役員研修会の開催（年1回）
理事・監事・評議員による研修の実施
 - ①地域支え合い活動空知地区推進セミナーへの参加（空知地区事務所主催）

(3) 広報啓発活動

- 1) 広報紙「すながわ社協だより」の発行
 - ①広報紙発行：年4回（7月・10月・1月・3月）
 - ②福祉年賀広告の募集、掲載
- 2) ホームページの運営・管理
- 3) 出前講座の実施
- 4) 各報道機関等との連携

(4) 顕彰の実施

- 1) 本会会長顕彰の実施
- 2) 北海道社会福祉協議会等への推薦候補者の進達

(5) 社協創立 70 周年記念事業準備

昭和 26 年 9 月 18 日に発足し、令和 3 年に創立 70 周年を迎えることから、記念事業の実施に向けた準備を行う。

(6) 財政基盤の強化

- 1) 一般会員会費の協力依頼
- 2) 国、道及び市補助金の確保
- 3) 北海道社会福祉協議会等関係機関等の助成金の活用
- 4) 本会事業基金積立金の運用
 - * 第 425 回大阪府公募公債〔償還日；2027 年 10 月 29 日〕
 - * 定期預金（新砂川農業協同組合）
- 5) 本会退職積立金の運用
 - * 中小企業退職金制度の活用
 - * 一般社団法人北海道民間共済社会福祉事業職員共済制度の活用
 - * 定期預金（新砂川農業協同組合、空知商工信用組合）
- 6) 共同募金助成金の確保（赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金）
- 7) 愛の小箱募金箱の設置
 - 市内の店舗等の協力により募金箱を設置し、事業資金の確保を行う。

(7) その他

- 1) 役職員の活動等に対する保険の加入
- 2) 火災被災世帯への見舞金の贈呈（赤い羽根「災害見舞金」も併せて贈呈）
- 3) 北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」に基づく活動
- 4) 福祉活動車両の管理運行
 - ①公用車の適正管理及び運行
- 5) 事務局業務の効率化の推進
 - ①経理事務効率化を図るため、インターネットバンクを活用
 - ②事務効率化のための財務等システムの活用

2. 砂川総合福祉センターの管理・運営

(1) 施設の適正管理

- 1) 各専門資格取得者の配置等による施設の適正管理
 - ①甲種防火管理者、危険物取扱者、特別管理産業廃棄物管理責任者の配置
 - ②職員防災研修会の実施（年1回）
 - ③消防訓練の実施（年2回）
- 2) 施設管理運營業務委託の実施（公益社団法人砂川市シルバー人材センター）
- 3) 施設付帯設備等の点検・検査等の実施
 - ①防火対象物定期点検（年1回）
 - ②消防用設備等保守点検（年2回）
 - ③自家用電気工作物保安管理（年3回）
 - ④ボイラー保守整備（年3回）
 - ⑤消防署立入検査（年1回）
 - ⑥日常点検（常時実施）
 - ⑦アスベスト空気中濃度定期測定（年1回）
- 4) 施設の修繕及び備品整備（適時）

(2) 貸館の実施

- 1) 市民活動への貸館
- 2) 入居団体等との連絡調整
関係機関・団体との連絡調整を密にし、各事業の推進に協力するとともに、施設の有効活用を図る。
 - ①公益社団法人砂川市シルバー人材センター
 - ②中央老人クラブ

(3) 総合福祉センターの今後の在り方について

建物の老朽化に伴い、社協事務局機能等を公民館に移転することを市に要請しており、継続して協議を行う。

3. 高齢者福祉の推進

(1) 第47回高齢者芸能交流大会の開催〔砂川市老人クラブ連合会共催事業〕

市内の老人クラブ（高齢者）を対象とした芸能交流大会の開催。

(2) 高齢者団体等への支援

- 1) 砂川市老人クラブ連合会への支援・助成
- 2) 砂川市認知症を抱える家族の会「ひだまりの会」への助成
- 3) その他団体への支援

※敬老祝賀記念品贈呈事業は、令和元年度をもって廃止。

4. 在宅福祉の推進

(1) 砂川市紙オムツ利用券交付事業（市受託事業）

要介護認定を受け、在宅で生活している寝たきり高齢者、認知症高齢者等で、常時紙オムツを使用する方に紙オムツ利用券を交付し、紙オムツ購入を支援。（購入先は市内指定業者）

- ・年間支給限度額：60,000円（月5,000円上限）
- ・利用券の交付（支給開始月から3月までの券を一括交付。交付枚数×500円を利用者負担金として徴収）

(2) 日常生活用具貸与事業

在宅生活を送るため一時的に電動ベッド等福祉機器が必要な方へ、無償で短期貸出を行う。

5. 地域福祉の推進

(1) 砂川市小地域ネットワーク活動推進事業

- 1) 町内会福祉部設置町内会への活動助成金を交付（77町内会）
〔助成額；町内会基準額9,000円、世帯割1戸100円〕
- 2) 町内会福祉活動研修会の開催
- 3) 町内会福祉部活動報告書の作成並びに配付
- 4) 町内会の会議等における活動支援・情報提供
- 5) 町内会福祉活動相談支援

(2) ふれあい・いきいきサロン事業

福祉センターをはじめ地域の会館等を利用して、高齢者の健康づくりや閉じこもり予防等を目的に、介護予防運動やレクリエーションを実施。

- 1) 「いきいき広場」の開催〔総合事業；通所型Bサービス対応〕
毎月5と0の付く日（土日祝日・年末年始、お盆は除く）に介護予防・日常生活支援総合事業の通所型Bサービスに対応する事業として、砂川市いきいき運動推進員等ボランティアの協力により開催。
- 2) 「いきいき広場」ボランティア交流会の開催（毎月）
- 3) ふれあいセンター及びいきいき運動推進員等関係機関・団体との連携
- 4) 地域で取組まれているサロン活動の推進・支援
- 5) サロン活動の地域展開にむけた取組支援

(3) 高齢者情報提供事業

市・町内会・社協が協働で地域における見守り・支え合い活動や高齢者福祉活動を推進するため、市から提供される65歳以上の方の情報（名簿）を町内会等への提供を行う。

(4) 社協出前講座の実施

町内会・各種団体の要請により、職員が講師となって地域等に出向き、社協事業や福祉全般について分かり易く説明を行う。

1) 講座メニュー分類

- ・地域福祉関係、ボランティア関係、介護福祉関係、権利擁護関係、本会が取り組む福祉事業全般

(5) 地域活動団体支援

- 1) 砂川市町内会連合会への事務支援・助成
- 2) その他団体への支援

6. 介護保険関係事業の推進

(1) 指定居宅介護支援事業

北海道知事指定居宅介護支援事業所「砂川介護計画相談センター」に2名の介護支援専門員を配置〔内1名は主任介護支援専門員〕し、ケアマネジメント業務を行う。

- 1) 介護計画（ケアプラン）の作成
- 2) 地域ケア会議等各種関係会議・研修会への参加

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

住民主体の生活支援サービスを実施するとともに、担い手となるボランティアの発掘・育成を行う。

1) 訪問型Bサービス

「すながわ市民ふれあいサービス事業」を総合事業に位置付け、要支援認定者等へサービスを提供。

2) 通所型Bサービス

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」を総合事業に位置付け、要支援認定者等へサービスを提供。

3) 総合事業ボランティア登録者及び市民向け研修会の開催

ボランティアの発掘と育成を目的とした研修会の開催。〔市民ボランティア講座にも位置付けて開催〕

(3) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

1) 生活支援コーディネーター配置

住民と一緒に身近な支え合いづくりや、地域の諸課題を解決するための関係機関とのネットワークづくりを行う。

- ①「地域の魅力と絆を語ろう会」の開催
- ②新規サロン立ち上げの取組み

③砂川市生活支援体制整備事業推進協議会の開催

④協議体との情報共有・連携

〔協議体；市に設置する高齢者を支援する関係機関等で構成され、コーディネーターを補完する組織〕

7. 権利擁護事業の推進

(1) 成年後見支援センター事業（市受託事業）

高齢や障がい等により判断能力や意思能力が不十分な方の権利を擁護することを目的に、市が設立する成年後見支援センター業務を受託し、成年後見制度に関する各種相談支援、啓発及び市民後見人の養成・支援等を行う。

1) 総合相談・利用支援

①権利擁護に関する総合相談

②成年後見制度に関する相談及び申立て・利用支援

③市長申立てに関する手続き支援

2) 広報及び啓発活動

①市民・関係機関等への情報発信

②成年後見支援センターパンフレットの配布・活用

3) 市民後見人の養成

①市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修の開催（年3回）

②市民後見人養成講座修了者座談会の開催（年4回）

③市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人等への活動支援

4) 関係機関・団体との連携及び調整

5) 運営委員会及び受任調整会議（審議会から名称変更）の設置及び開催

①運営委員会の開催（年4回）

※センター事業及び運営に関する事項等についての審議機関として設置

②受任調整会議の開催（必要時）

※市民後見人候補者の登録及び家庭裁判所への市民後見人の推薦等についての審議機関として設置

(2) 日常生活自立支援事業（道社協一部受託事業）

高齢や障がい等により、日常生活上の判断に不安を感じている在宅で生活されている方へ、福祉サービス等の適切な利用援助や日常の金銭管理を生活支援員にも協力いただき実施。

1) 相談及び調査

2) 利用契約の締結後の生活支援計画等の作成

3) 生活支援員の登録及び支援

4) 道社協並びに関係機関との連絡調整

5) 砂川市生活支援員連絡会議の開催

(3) 金銭管理等支援事業

日常生活自立支援事業制度の隙間を埋める事業として、利用対象外となっている施設入所者・長期入院者等へ、日常生活自立支援事業と同様のサービスを生活支援員にも協力いただき実施。

(4) 法人後見事業

高齢や障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守るため、本会が成年後見人等に就任し、身上保護及び財産管理を行う。

- 1) 成年後見（保佐・補助）の受任及び実務
- 2) 家庭裁判所との連絡調整及び報告事務
- 3) 受任調整会議の開催
- 4) 後見支援員の登録及び支援

(5) その他

砂川市高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会、虐待防止支援チーム会議への参画。

8. 低所得者福祉の推進

(1) 生活福祉資金貸付事業（道社協一部事務受託事業）

北海道社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業の一部事務を受託し、低所得者、高齢者、障害者等の自立支援のための各種資金の相談・申請・償還指導を行う。

- 1) 各種資金の取り扱い
福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金、特別生活資金
- 2) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催（必要時）
- 3) 民生児童委員、関係機関との連携

(2) 生活資金貸付事業

他制度が利用できず緊急を要する世帯に、生活一時支援金として貸付を行う。

- 1) 資金の相談・貸付・償還指導（貸付限度額：3万円）
- 2) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催（必要時）
- 3) 民生児童委員、関係機関との連携

(3) 年末見舞金贈呈事業〔民生児童委員協議会並びに砂川市の協力により実施〕

砂川市共同募金委員会が行う「地域歳末たすけあい募金」の助成金を活用し、市内の準要保護世帯へ見舞金を贈呈。（12月）

9. ボランティア活動の振興

(1) 砂川市ボランティアセンターの設置・運営

ボランティア活動の振興のため、砂川市ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進を図る。

- 1) ボランティアコーディネーターの配置
- 2) ボランティア活動相談の受付、活動需給調整
- 3) 愛の小箱募金箱の設置<再掲>市内の店舗等に募金箱を設置
- 4) ボランティア活動情報の提供
 - ① ボランティア団体への各種情報誌等の送付

(2) 福祉活動関係保険の取り扱い

全国社会福祉協議会の各種福祉関係保険の取り扱いを行う。

- ◎保険種類；ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、在宅福祉サービス総合補償、送迎サービス補償、社協の保険

(3) 「福祉の学習」の推進

- 1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業
 - ① 事業指定協力校活動支援・助成（市内全校）
 - ② 総合学習への協力及び学校との連携
- 2) 学生ボランティア体験研修会「すながわWAI・WAIキャンプ」の開催
高校生を対象としたボランティア体験学習の実施。（年1回；夏2日間）
- 3) 教育委員会等関係機関・団体との連携

(4) 住民参加型在宅福祉サービス〔総合事業；訪問型Bサービス対応〕

住民参加型在宅福祉サービス「すながわ市民ふれあいサービス事業」の実施。

- 1) 提供会員の発掘・育成
- 2) 提供会員の活動及び支援
- 3) 提供会員の育成
 - ① 提供会員研修会の開催
総合事業ボランティア登録者及び市民ボランティア講座として開催。
 - ② 各種研修会等の情報提供
- 4) 広報事業
- 5) 利用会員の調査・登録・利用券の販売
- 6) 利用会員と提供会員とのサービス利用調整

(5) 愛情銀行事業

市民より預託された物品の有効活用を図る。

- 1) 受付物品（使用済み切手・プリペイドカード、書き損じハガキ、ベルマーク、リングプル等）
- 2) 収集体等への払出

(6) ボランティア活動器材等貸出事業

各種活動器材の貸出を行う。

- 1) 車椅子（7台）、歩行器（1台）
- 2) 高齢者疑似体験セット（4セット）
- 3) 行商用大型テント（1張り）
- 4) レクリエーション用品

(7) ボランティア育成・援助事業

- 1) 市民ボランティア講座の開催

総合事業ボランティア登録者及び市民ボランティア講座として開催。

- 2) ボランティア団体への支援
 - ①砂川市ボランティア連絡会への支援
 - ②砂川手話の会への支援・助成
 - ③その他、ボランティア団体活動への支援
- 3) 各種研修会等の情報提供

(8) 除雪ボランティア活動

高齢者・障害者世帯等を対象に、ボランティア団体の協力による除雪活動を実施。

- 1) 除雪ボランティア活動団体との連絡調整
- 2) 対象世帯の把握並びに調査、除雪の実施
- 3) 民生児童委員との連絡調整（利用世帯調査協力依頼）

(9) その他

- 1) 災害ボランティアセンター体制整備等

- ①砂川市災害ボランティアセンターの設置

「砂川市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、センターを設置し、災害ボランティアセンター運営マニュアルに則ってボランティアの受入れ等の支援を行う。

- ②道社協等が主催する研修会等へ参加し、災害支援に関する知識の向上を図る。

10. 障がい者福祉の推進

(1) 障がい者団体等への支援

- 1) 砂川身体障害者福祉協会への助成
- 2) 砂川地区ことばを育てる親の会への助成
- 3) 砂川市手をつなぐ育成会への助成
- 4) 砂川希望父母の会への助成
- 5) その他団体への支援

(2) 障がい者支援事業の実施

- 1) 生活福祉資金貸付事業<再掲>
- 2) 権利擁護に関する事業<再掲>
 - ①成年後見制度に関する相談等支援
 - ②日常生活自立支援事業
 - ③金銭管理等支援事業
 - ④法人後見事業

1 1. 児童・青少年等福祉の推進

(1) 児童福祉団体等への支援

- 1) 砂川地区保護司会（砂川地区更生保護サポートセンター）への支援
- 2) 砂川地区保護司会砂川分区への支援・助成
- 3) 砂川更生保護女性会への支援・助成
- 4) 空知双葉里親会への助成
- 5) 砂川市青少年指導センターへの推進協力員の推薦
- 6) その他団体への支援

1 2. 共同募金運動の推進

(1) 砂川市共同募金委員会事業への協力

- 1) 砂川市共同募金委員会事務事業への全面協力・支援
 - ①社協全職員への共募事務局員委嘱
 - ②会務の運営
 - ③赤い羽根共同募金運動の実施
 - ④地域歳末たすけあい募金運動の実施
 - ⑤災害たすけあい募金の取り扱い
 - ⑥赤い羽根「災害見舞金」の贈呈<再掲>
- 2) 社協役員の街頭募金・法人募金への参加協力

1 3. 総合相談の実施

(1) 砂川市心配ごと相談所の設置・運営

市民の抱える諸問題の相談に応じ、適切な助言、援助を行う総合相談窓口として、砂川市心配ごと相談所を設置・運営。【一部変更】

- 1) 社協職員が相談員として対応
- 2) 定例相談所の開設及び相談の対応
 - ◎開設日時 毎週水曜日午後1時～3時（祝日・年末年始を除く）
 - ◎開設場所 総合福祉センター相談室

1 4. その他社会福祉事業の推進

(1) 生活簡素化運動

- 1) リサイクル即売会への共催（主催；砂川市物を大切にすゝ運動推進協議会）
- 2) 門松カードの発行（砂川市共同事業）
年始用門松カードを発行し全世帯へ配付。

(2) 遺家族等への支援

- 1) 砂川市遺族会への支援
- 2) 砂川市戦没者・殉職者慰霊祭実行委員会組織への参画